

政令第三百六十三号

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書、同条第六項において読み替えて準用する同条第四項、同法第七条の六第一項ただし書、同条第三項において読み替えて準用する同法第七条の三第四項、同法第七条の八第一項及び第二項、同条第三項において準用する同法第七条の三第七項並びに同法第七条の八第四項及び第五項並びに第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中「生ずる日」の下に「（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）」を加える。

第十九条の二ただし書中「十三の項」を「十四の項」に、「三十八の項」を「四十の項」に、「四十五の項」を「四十七の項」に、「五十二の項」を「五十四の項」に改める。

第十九条の三中「上欄」を「中欄」に改め、同条の表を次のように改める。

項名	物 品	輸 入 数 量
----	-----	---------

<p style="text-align: center;">一</p>	<p>別表第一の一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「オーーストラリア協定適用生鮮等牛肉」という。）</p>	<p>オーーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及び別表第一の三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」という。）（関税率表第〇二・〇一項に掲げる物品であつてオーーストラリアを原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量</p>
<p style="text-align: center;">二</p>	<p>別表第一の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「オーーストラリア協定適用冷凍牛肉」という。）</p>	<p>オーーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品であつてオーーストラリアを原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量</p>

	<p>三 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉</p>		<p>四 別表第一の三の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」という。）</p>
<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の合計数量（次条第一項及び第二項第四号（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において「合計輸入数量」という。）</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量及び別表第一の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲</p>		

		げる物品（以下「英国協定適用牛肉」という。）の輸入数量の合計数量
五	関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品（第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項及び別表第一において「豚肉」という。）であつて、別表第一の十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉の輸入数量及び別表第一の五十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「英国協定適用豚肉」という。）の輸入数量の合計数量

	<p>(以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉」という。)</p>	
<p>六</p>	<p>関税率表第〇二二〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二二〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げる物品(第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項及び別表第一において「豚肉調製品」という。)であつて、別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品の輸入数量及び別表第一の五十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「英国協定適用豚肉調製品」という。)の輸入数量の合計数量</p>

七	
<p>別表第一の二十六の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品」という。）</p>
<p>別表第一の五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下こ</p>	<p>別表第一の二十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ粉」という。）の輸入数量及び</p>

	八
	<p>別表第一の二十七の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国ホエイ」という。）</p>
<p>の表において「英国協定適用ホエイ粉」という。）の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の二十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下の表及び第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）の輸入数量及び別表第一の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び同条第五号において「英国協定適用ホエイ」という。）の輸入数量の合計数量</p>

	<p>九</p> <p>別表第一の二十八の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の二十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「環太平洋包括的及び先進的協定適用オレンジ」という。）の輸入数量及び別表第一の五十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用オレンジ」という。）の輸入数量の合計数量</p>
<p>十</p>	<p>別表第一の三十八の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数</p>

		<p>量及び同表の五十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量</p>
<p>十一</p>	<p>別表第一の四十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）</p>	<p>アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第一輸入数量」という。）並びにアメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を原産地とするものを除く。）の輸入数量の合計数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において</p>

		<p>「アメリカ合衆国協定第二輸入数量」という。）</p>
十二	<p>別表第一の四十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ粉（英国を原産地とするものを除く。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量</p>
十三	<p>別表第一の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ（英国を原産地とするものを除く。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量</p>
十四	<p>別表第一の五十二の項の中欄に掲げる経済連</p>	<p>別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連</p>

	十五
<p>携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>英国協定適用牛肉</p>
<p>携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（英国を原産地とするものを除く。）の輸入数量及び同表の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量、英国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を</p>

	十六	十七
	英国協定適用豚肉	英国協定適用豚肉調製品
<p>原産地とするものに限る。)の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の四十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用豚肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用豚肉調製品の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉</p>

<p>十九</p>	<p>十八</p>
<p>英国協定適用ホエイ</p>	<p>英国協定適用ホエイ粉</p>
<p>別表第一の四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用ホエイの輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ（英国</p>	<p>調製品の輸入数量の合計数量</p> <p>別表第一の四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用ホエイ粉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ粉（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量</p>

		<p>を原産地とするものに限る。)の輸入数量の合計数量</p>
<p>二十</p>	<p>英国協定適用オレンジ</p>	<p>別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用オレンジの輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用オレンジ(英国を原産地とするものに限る。)の輸入数量の合計数量</p>
<p>二十一</p>	<p>別表第一の五十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の四十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、同表の五十九の項の中欄に掲げる経済連</p>

携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量

第十九条の四第三項中「規定は」の下に「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」を、「おい」の下に「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「合計輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」とを加え、「同項」を「同条第一項」に、「及び英国協定適用牛肉（英国を原産地とするものに限る。）」に改める。

第十九条の五中「二十三の項」を「二十五の項」に、「二十七の項」を「二十九の項」に、「三十五の項」を「三十七の項」に改める。

第十九条の七第二号中「又は」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、」に、「であつて」を「又は環太平洋包括的及び先進的協定適用英国ホエイであつて」に改め、同条第三号中「別表第一の四十一の項」を「別表第一の四十三の項」に改める。

第十九条の八第一項中「における法第七条の八第一項」を「における同項」に改め、「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」の下に「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」を加え、同条第三項中「二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項」を「二十五の項まで、四十の項、四十一の項、四十七の項、四十八の項、五十四の項及び五十五の項」に、「十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項」を「十八の項、二十の項、二十二の項及び二十三の項」に改め、「合計数量とする。」と「の下に」同表の十四の項及び二十五の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するとき、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用

英国豚肉及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等の関税法第百二一条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この項において「貿易統計」という。）」と、「（同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに英国協定適用豚肉及び英国協定適用豚肉調製品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以下この項において「英国発効日」という。）前の期間に係るものに限るものとし、英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量を除く。）との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計計上数量

を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「同物品の貿易統計に計上される数量（以下この項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同物品の同条第四項ただし書に規定する各年の数量及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量（英国発効日前の期間に係るものに限るものとし、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量を除く。）との合計数量」とを加え、「同表の五十二の項及び五十三の項」を「同表の五十四の項及び五十五の項」に、「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品」を「英国協定適用豚肉及び英国協定適用豚肉調製品」に改め、「別表第一の六に掲げる物品」の下に「の貿易統計」を加え、「同表の三十八の項及び三十九の項」を「別表第一の四十の項及び四十一の項」に改め、「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」の下に「の関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この項において「貿易統計」という。）」を加え、「及び英国協定適用豚肉等の貿易

統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量」を、「英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量並びに環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等」という。）の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）」に、「英国協定適用豚肉等の統計計上数量」を「同物品の貿易統計に計上される数量（以下この項において「統計計上数量」という。）」に、「及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等の当該貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品」に改め、同条第四項中「十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項」を「十四の項、十八の項、二十の項、二十二の項、二十三の項及び二十五の項」に改める。

第十九条の九中「別表第一の二十六の項、四十二の項、四十九の項又は五十六の項」を「別表第一の二十八の項、二十八の二の項、四十四の項、五十一の項又は五十八の項」に改める。

第十九条の十第一項中「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」の下に「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」を加える。

第三十二条第二項第一号及び第二号中「別表第一の二十四の項」を「別表第一の二十六の項」に改める。
別表第一の三の項の次に次のように加える。

二の二	環太平洋包括的及び先進的協定	牛肉であつて、英国を原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以下この表において「英国発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）
-----	----------------	---

別表第一の四の項中「関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二三号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品（以下この表において「豚肉」という。）を「豚肉」に改め、同表の九の項中「十九の項」を「二十の項」に改め、同表中五十七の項を五十九の項とし、三

十七の項から五十六の項までを二項ずつ繰り下げ、三十六の項を二十八の項とし、同項の次に次のように加える。

三十八の	環太平洋包括的及び先進的協定	課税価格が基準価格未満の豚肉であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
------	----------------	--

別表第一中三十五の項を三十七の項とし、二十七の項から三十四の項までを二項ずつ繰り下げ、二十六の項を二十八の項とし、同項の次に次のように加える。

二十八の	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日まで輸入申告がされるものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
------	----------------	---

別表第一中二十五の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。

二十七の	環太平洋包括的及び先進的	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のものであつて、英国を原産地とするもの（英
------	--------------	--

	協定	国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
--	----	------------------------

別表第一中二十四の項を二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

二一六の 二一	環太平洋包括 的及び先進的 協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
------------	------------------------	--

別表第一中二十三の項を二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

二二五	環太平洋包括 的及び先進的 協定	豚肉調製品であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
-----	------------------------	---

別表第一中二十二の項を二十三の項とし、十五の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十四

の項中「関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げる物品（以下この表において「豚肉調製品」という。）を「豚肉調製品」に改め、同項を十五の項とし、十三の項の次に次のよう

に加える。

十四	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
----	----------------	--

附則

（施行期日）

1 この政令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書により、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が英国について効力を生ずる日（以下「英国発効日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 英国発効日の属する年度に限り、この政令による改正後の関税暫定措置法施行令（以下「新暫定令」という。）第十九条の三及び第十九条の九の規定の適用については、新暫定令第十九条の三の表四の項中「合計数量」とあるのは「合計数量（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以

下この表及び第十九条の九において「英国発効日」という。）の前日の属する旬の次の旬の初日以後の期間に係るものに限る。」と、同表五の項から十の項までの規定中「合計数量」とあるのは「合計数量（英国発効日の前日の属する月の次の月の初日以後の期間に係るものに限る。）」と、新暫定令第十九条の九中「別表第一の二十八の項、二十八の二の項、四十四の項、五十一の項又は五十八の項」とあるのは「別表第一の三の二の項、十四の項、二十五の項、二十六の二の項、二十七の二の項、二十八の項、二十八の二の項、三十八の二の項、四十四の項、五十一の項又は五十八の項」と、「とする」とあるのは「（同表の三の二の項、十四の項、二十五の項、二十六の二の項、二十七の二の項及び三十八の二の項の下欄に掲げる物品にあつては英国発効日、同表の二十八の二の項の下欄に掲げる物品にあつては英国発効日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日）とする」とする。」とする。